見あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です!

※記事引用 ・厚生労働省 ・国土交通省・㈱官公通信社・高齢者住宅新聞社・福祉新聞・日本経済新聞 他

令和2年8月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL: 0120-337-301 FAX: 0575-24-5733

新型コロナの慰労金 障害分野は地域活動 支援センターも対象へ



新型コロナウイルスへの対応に追われた障害福祉分野の職員に5万円支給する慰労金について、障害者が軽作業する地域活動支援センターの職員も対象になることが厚生労働省への取材で分かった。事業所は7月下旬以降に申請し、職員に支給できるのは8月下旬以降になる見通しだ。厚労省は当初、支給対象外と説明

- 厚牙省は当初、支給対象外と説明 していたが、財務省と折衝した結果、 対象範囲が広がった。

支給対象となる同事業のサービスは同センターのほか「日中一時支援」「盲人ホーム」「福祉ホーム」 「移動支援事業」「訪問入浴」「相談支援事業」「基幹相談支援」「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」。

厚労省は、もともと支給を想定していた施設入所支援や生活介護といった障害福祉サービスに準じると判断。4月7日からの緊急事態宣言発令中に自治体から要請を受けて事

業継続したことを条件に支給する。 6月25日付で都道府県知事宛てに通知した実施要綱などによると、慰労金は常勤・非常勤を問わず一律5万円を1回限り支給する。感染者や濃厚接触者がいる事業所の場合は20万円。6月30日までに通算10日間勤務した職員が対象となる。

この包括支援事業には、慰労金支給 のほか障害福祉サービス事業所向け の「感染対策徹底支援事業」「在宅 サービス再開支援事業」があり、都 道府県を通じて全額国が負担する。 支給を受けるには、いずれも事業所 が知事に申請することが必要だ。

感染対策では衛生用品の購入費や 感染防止のための追加的人件費など として、施設入所支援の場合は1施 設最大121万5000円、就労継続支 援B型事業の場合は同35万3000円 を支給する。これとは別に、感染者 を隔離するため、入所系施設の敷地 内にプレハブを建てる場合は1施設 で最大300万円を支給する。

サービス再開支援とは今年4月1日 以降、1カ月間1度もサービスを利用 しなかった人に電話して利用を働き 掛けたりすること。利用者1人につ き、相談事業所やサービスを提供す る事業所に最大2000円支給する。 また、休んでいた利用者が再び利用 することに伴い、事業所に飛ひ沫ま つ防止パネルなどを用意した場合の 経費として1事業所最大20万円を支 給する。